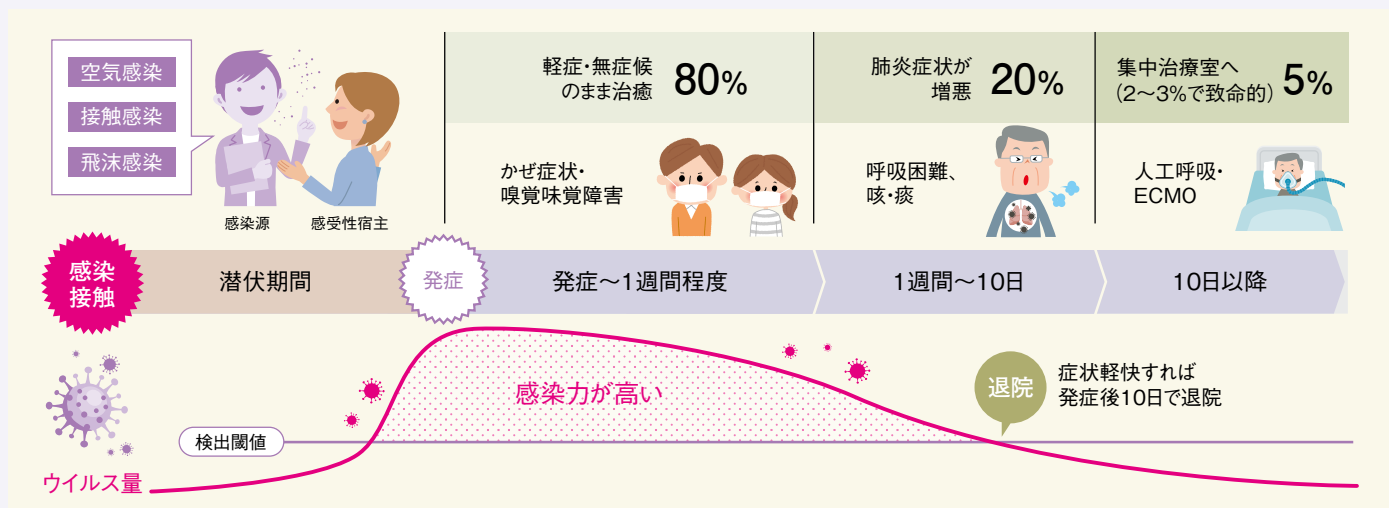


図1 新型コロナウイルス感染症の経過



ここでは、経団連の「オフィスガイドライン」を参考に、企業にとつて必要な対策を考えていきたいと思います。

予防するためには①

経団連「オフィスガイドライン」に学ぶ

（以下「ガイドライン」）には具体的な対策として次の10項目が挙げられています。

- 1 感染予防対策の体制
- 2 健康確保
- 3 通勤
- 4 勤務
- 5 休憩・休息スペース
- 6 トイレ
- 7 設備・器具
- 8 オフィスへの立ち入り
- 9 従業員に対する感染防止策の啓発等
- 10 感染者が確認された場合の対応

これらについて、簡単に見ていきます。

①では、体制づくりをトップダウンで行なうことを勧めています。衛生委員会や産業医などの産業保健スタッフも活用することの大切さも指摘しています。

②の「健康確保」では、

「従業員は、出勤前に体温チェックや体調チェックを行う」、「勤務中に体調が悪化した場合は、必要に応じてたちに帰宅させる」、「自宅療養中の社員には毎日健康状態を確認する」などが挙げられています。いずれも一般的なことです。いざ実施しようとする「毎日検温するのを忘れがち」「発熱しても代わりがないので帰れない」など、さまざまなハードルが出てきます。これらをクリアするためにも、①に書かれた体制づくりが不可欠なのです。

③では通勤時の注意や、テレワークの勧めなどが書かれています。テレワークは、導入済みの企業からさまざまなメリットが報告されています。業務改革、社内体制改革のチャンスでもあります。

④の「勤務」から⑧「オフィスへの立ち入り」には、オフィスにおける衛生環境づくり（三密対策など）が詳しく書かれています。なので、参考にしてください。

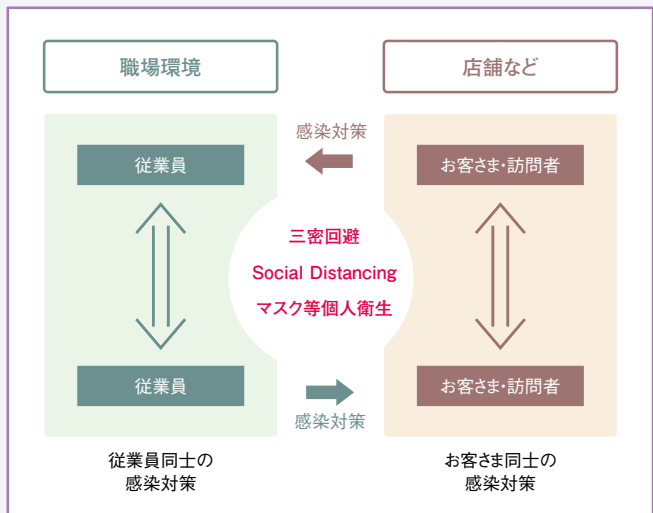
予防するためには②

対応策マトリックスに学ぶ

図2は、ガイドラインの内容に基づいた、感染対応策マトリックスです。

この図とガイドラインを元に、具体的な対応策をいくつか列記してみます。

図2 対応策マトリックス



経営者が行うべき感染症対策は「職場の風土」づくり!

生活だけでなく企業活動にも大きな影響を与えている新型コロナウイルス感染症。会員の皆さまも、自社での感染症対策に力を注いでいるのではないのでしょうか。

そこで今回は、改めて「感染症対策の基本」について、宇都宮市保健所の羽金和彦所長に話をうかがい、その内容を基に要点に絞ってまとめました。

感染症対策①

職場における予防対策の基本は?

羽金所長のアドバイス①

「基本をしっかり守りましょう」

感染症対策の基本は、「三密を避ける」、「個人が衛生習慣をつける」の2つです。家庭においてもオフィスにおいても、考え方の基本はこの2点を守ることです。

感染症対策で必ず登場する言葉のひとつが「三密」です。

すでにご存じと思いますが、三密とは「密閉」「密集」「密接」のことです。換気のできない場所の「密閉」、人がたくさん集まる、少人数でも近い距離で集まる「密集」、互いに手の届く距離で会話や運動などをする「密接」、これら3つの「密」を避けることが、感染対策の基本です。

ですから職場においても「三密」が生じないよう、換気を行い、従業員同士の距離を離すといった工夫が必要です。

また個々人の衛生習慣では「マスク着用」「手洗い」「アルコール消毒」などがポイントです。それぞれはすでに実行している人が多いと思いますが、これら全てをきちんと行わないと効果が薄れてしまいます。職場全体で衛生習慣を身につける努力をしていくことが、三密対策とともに「感染症対策の基本」と言っていでしょう。

図1は新型コロナウイルスに感染した場

合の経過を図にしたものです。参考にしてください。無症状の方でも感染力を有していますので、油断せずきちんと対策することが重要です。



宇都宮市保健所
はがねかずひこ
羽金和彦所長

感染症対策②

予防対策の情報はどこにある?

羽金所長のアドバイス②

「インターネットを活用しましょう」

現在は、さまざまな情報に簡単にアクセスできる時代です。

しかし、まだわからないことが多い新型コロナウイルスの情報は玉石混合で、参考にしない情報もありますので、信頼性の高いところから情報入手しましょう。感染症対策については、国や自治体からも積極的な発信が行われており、厚生労働省や（一社）日本経済団体連合会（以下経団連）のホームページにガイドラインが掲載されていますので、参考にしてください。

①訪問者↓従業員

■訪問客リスト

会社を訪れたお客さまや出入り業者には、訪問票などに名前、所属、訪問日時、所用先などを記載してもらい、保管しましょう。万が一感染が分かった時、経路を確定するための貴重な資料になります。

②従業員↓訪問者

■対応者リスト

社内でも「訪問者に対応した人のリスト」を作るといいでしょう。こちらも日時や会った人、対応した場所、用件内容などを記載すると、いざという時に役に立ちます。

- ③ 従業員↓従業員
■事務所内配置
事務所内の従業員の配置は三密を避けるのは当然ですが、誰がどこに座っているかという配置図も作成しておきましょう。感染者との接触が判明した場合、濃厚接触者の割り出しなど、さまざまな用途で役に立ちます。
- 作業シフト
誰が、いつ、どこで、何をしていたのか、その時誰が一緒だったのかなどは、感染が発生してから記憶だけでたどるのは大変です。あらかじめ、日々の作業シフト表を作成しておけば、時系列でのチェックに役に立ちます。
- ④ 訪問者↓訪問者
■パーティション、ソーシャルディスタンス
お客さま同士でも感染を防ぐ取り組みはすでに取り組まれていると思います。パーティションやソーシャルディスタンスをとることが有効です。
- これらは、以前であれば「面倒くさい」と思われることです。しかし感染対策（予防、感染後ともに）として、これらを実施することが大きなメリットを生みます。ぜひ、あなたの会社でも実行してみてください。
- 感染者が確認された②
感染経路を調べられるか
- 羽金所長のアドバイス④
「感染経路がはっきりしない場合、マスコミの力を借りることにあります」
- 「ニュースでは感染者が出た際に店舗名や企業名まで報道されることがあります。あれは多くの場合、経路がはっきりと把握できないために、やむなく公表して感染可能性のある人に名乗り出てもらうことを意図しています。つまり感染経路が確定できる場合は、ほぼ公表されません」
保健所では、感染者が出た場合には次のような対応をとります。
- ① 感染者（陽性者）を隔離（入院）
② 濃厚接触者を確認してPCR検査
③ PCR検査陽性者を隔離（入院）
④ 検査陰性濃厚接触者は2週間の自宅待機要請
⑤ 広報（不特定多数の接触者が予想される場合）
- この⑤が、羽金所長のアドバイスのケースに相当します。
ちなみに「濃厚接触者」という言葉は毎日のようにマスコミで目にすると思いますが、その定義をきちんと知っている人は少ないのではないのでしょうか。

図3 羽金所長が推奨する対応策



感染者が確認された①

職場の風土づくりが重要

羽金所長のアドバイス③

「経営者が行うべき対策は
『職場の風土づくり』」

現在、新型コロナウイルスについては、まだ分かっていないことがたくさんあり、特に、感染を完全に防ぐ方法はありません。

羽金所長は「感染は起ると考え、その対応策を準備しておくことが重要」と言います。

「感染対策には個人だけでなく組織全体での取り組みが不可欠です。特に、感染者が疑われる場合には、すぐにそれを報告でき、相談できて、休める職場であることが重要です。1人の従業員が無理を

厚生労働省のホームページを見ると「新型コロナウイルスに関するQ&A」の「3. 新型コロナウイルス感染症の予防法」問3に説明が書いてあります。

「濃厚接触者は、新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と近距離で接触、あるいは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方を指します。

濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は前述のとおり、距離の近さと時間の長さです。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1メートル程度以内）で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます」

例えば同居の家族で、発症の2日前から、1メートル以内・マスクなしで15分以上接触していれば、濃厚接触者と判断されます。職場の場合は、同じ部屋で勤務していれば濃厚接触者と判断される可能性が高くなります。

これが分かっているならば、職場での人員配置などもスムーズに実施できるでしょう。ぜひ覚えておいてください。



して働くと、そこから大きなクラスターが発生して、多くの従業員が2週間隔離されることにもなります。職場の風土づくりは経営者しかできない対策なので、一番に取り組むべきです」

図3は、羽金所長が推奨する対応策のベスト3です。ぜひ参考にしてください。

近年、企業の危機管理の必要性が唱えられています。コロナ禍は、まさに会社の危機ですから、万が一に備えた対策を立てておくことが必要です。

前述のガイドラインの⑩に、感染者が確認された場合の対応について記載があります。主な項目は次の通りです。

- ◎ 保健所、医療機関の指示に従う
- ◎ 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所を消毒し、同勤務場所の従業員に自宅待機させることを検討する。
- ◎ 感染者の人権に配慮し、個人名が特定

感染症に強い職場

産業医を活用しよう！

羽金所長のアドバイス⑤

「産業医制度を活用、専門的知見を取り入れましょう」

常時50人以上の労働者を使用している事業場ごとに1人、産業医を選任することが法律で定められています。産業医は医学の専門家であり、講習会制度もありますから、その時々に必要なトピック、今回であれば感染症対策の情報も持つています。

ガイドラインなどに基づいて感染症対策を策定しても、「細かい部分でどう考えればいいかわからない」「ネット情報を元に策定したが、果たして自社に合致しているかどうか心配だ」など、さまざまな不安要因が出てくるでしょう。また、先ほどもお伝えした通り、情報が玉石混合な状態です。そこで、専門知識のある産業医に対する内容をチェックしてもらうことで、より実効性が高まります。

また、情報は日々更新されています。当初とは真逆の情報が確認されることもあり、医学の最新情報をきちんとチェックすることは、一般の人には大変難しいと言っているでしょう。また、一見正しいような偽情報も数多くあります。これも、専門知識があれば真偽を確かめることができますので、こうした点からも産業医の存在は重要です。

されることがないよう留意する。

先に書いた「訪問客リスト」「対応者リスト」「事務所内配置」「作業シフト」が、万が一の場合に役立つことが分かります。感染症対策はスピードが重要ですから、これらの情報があらかじめ整理されていれば、それだけ対応も容易になり得るので

そして、羽金所長のアドバイスにあるように、報告・相談しやすい職場風土づくりが、感染拡大防止の最大の方法と言っても過言ではないでしょう。これは同時に、ふだんの業務でも従業員同士（上司、同僚、部下）のコミュニケーションを促進する効果があります。感染症対策というだけでなく、より良い会社づくりの第1歩にもなるのです。

ところで、感染者が出た場合、保健所ではどのような対応をするのでしょうか。

近年、産業医の存在が徐々にクローズアップされています。昨年までは、主にメンタルヘルス面での役割が求められてきましたが、感染症対策の面でも注目されている存在です。

また、「これまでずっと頼んできたから」などの理由で産業医を選任してきた会社では、これを機会に人選を見直す時期かもしれません。会社の考える職場の健康と、産業医の考え方をすり合わせてみて、もし大きな相違があるようであれば、別の産業医にお願いすることも、検討してはいかがでしょうか。

産業医は、最も身近な医学の専門家ですから、活用しない手はありません。企業としての要望もきちんと伝えて、役割を全うできるベストな人選を行いたいものです。

※ ※ ※

新型コロナウイルスの流行は、当面まだ収まる様子が見えませんが、それに対応した会社経営、職場環境の整備などが現在求められています。

これから本格的に対策を行う会社だけでなく、すでに対策を済ませている会社も、もう一度その内容をチェックしてみてください。

ここ数年、事業継続計画（BCP）の重要性が唱えられていますが、今回のコロナ禍はまさにそのケースであると言えます。当所でもBCPの策定支援を行っていますので、まずはご相談ください。